

Title	教育情報の公開と本人開示
Author(s)	松井,茂記
Citation	国際公共政策研究. 1999, 4(1), p. 37-58
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/10910
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

https://ir.library.osaka-u.ac.jp/

The University of Osaka

教育情報の公開と本人開示*

Disclosure of Educational Records*

松井 茂記**

Shigenori MATSUI**

Abstract

This paper purports to portray to what extent educational records of public school are disclosed to the public under the freedom of information ordinance of each local government and to what extent such records are disclosed to an individual concerned under the privacy protection ordinance of each local government.

キーワード:教育情報、学校、情報公開、プライバシー、個人情報保護

Keywords: educational records, public schools, freedom of information, privacy

^{*} 筆者は、現在大阪府公文書公開審査会及び大阪府個人情報保護審議会の委員をしているが、ここで述べられた私見はあくまで筆者個人の見解であって、これら審査会もしくは審議会の立場ではないことをお断りしておきたい。

^{**}大阪大学大学院法学研究科 教授

はじめに

学校はこれまで閉ざされた世界であって、学校における教育に関する情報は、学校関係者と教育委員会、そして文部省しか知ることができなかった。ところが、いまこのような従来の学校教育のあり方が大きく変わろうとしている。

それは二つの大きな波が学校教育の現場をおそっているからである。

そのうちのひとつは、「情報公開」の波である。国民の「知る権利」に基づいて各地の地方公共団体において公文書公開条例等の名称をもつ情報公開条例が制定されるようになりすでにかなりとなる。現在では47の都道府県のすべてで情報公開条例が制定されて、少なくとも地方公共団体のレベルでは情報公開は確立している。まだ数の上では少数であるが、市町村などにおいても(とりわけ主要な市や区)においては同様の情報公開条例が制定されている。そしてようやく国についても1999年5月に情報公開法(行政機関の保有する情報の公開に関する法律)が制定され、情報公開が確立されようとしている。そうしたなかで、すでに各地方公共団体では、学校教育をめぐる様々な情報について情報公開請求が行われているのである。

そしてもうひとつが、「個人情報開示」の波である。個人のプライバシーの権利を保護する ために制定された各地方公共団体の個人情報保護条例のもとで、学校も生徒に関する個人情 報の保護を求められている。しかも、これら個人情報保護条例は、個人情報の主体に、本人 からの自己情報開示請求権及び訂正請求権を保障している。そこで各地では、学校教育に関 する個人情報に対して開示請求権や訂正請求権が行使され、個人情報がどのような場合にど こまで開示されるべきか、そして訂正請求が認められるべきかが問題とされているのである。

筆者は、かねてから情報公開や個人情報開示の問題に関心を抱き、情報公開や個人情報開示に関する問題について論じてきた¹⁾。すでに教育及び医療の領域における情報公開と個人情報開示をめぐる問題について簡単に触れたことがあるが²⁾、この小稿では、教育情報の公開と本人開示の問題を取り上げ、その動向をもう少し詳しく検討してみたいと思う。そして、可能な限りで、問題となっている論点について私見を述べてみたい³⁾。

松井茂記『情報公開法』(岩波新書・1996)。

²⁾ 松井茂記「教育及び医療情報の公開と本人開示」教育と医学46巻6号4頁(1998)。

³⁾ 教育情報の公開及び本人開示をめぐっては、坂本秀夫『教育情報公開の研究』(学陽書房・1997)、平松毅「教育情報の公開」『情報公開条例の解釈』所収67頁(信山社・1998)(以下、平松『解釈』と引用)、同「情報公開条例に基づく教育情報の公開」自治研究69巻5号(1993)、米沢広一「教育個人情報の保護(上)(下)」法学教室189号52頁、193号111頁(1996)、原口政敏「教育情報公開(開示)に対する実施機関の対応についての問題点」石村善治古稀記念『法と情報』所収283頁(信山社・1997)が詳しい。

財政を関係しておりまする。日本の主要を表する。

では、情報公開制度と個人情報開示制度は学校教育の領域でどのように適用されているであろうか。具体的な事例の検討に先立って、まず、問題とされている制度的な論点について触れてみよう。

a 対象となる情報

情報公開条例の場合も、個人情報保護条例の場合も、条例によって微妙に違いはあるが、 公開請求ないし開示請求の対象となるのは、基本的に公文書、つまり職員が職務上作成もし くは受領した文書であって、決裁もしくは供覧の手続を経たものである。そこでしばしば、 学校内にある文書が、この意味での公文書に当たるかどうかが問題となる。

この点が最も激しく争われているのが、職員会議の会議録である。職員会議の会議録については、法令上これを作成・保存すべき義務は存在せず、そのため実際の扱いでも、誰が会議録を作成するのか、どのような内容を記載すべきなのか、誰が保管すべきなのか、それが将来記録としてどのような役割を果たすのかはっきりしない。そのため、職員会議の会議録に対して開示請求されたとき、少なからざる地方公共団体では、会議録は公開の対象となる公文書ではなく、校長が保管している私的なメモであるとして請求が拒否された。つまり、物理的には文書は存在するが、条例にいう「公文書」ではないという理由で、「文書不存在」の扱いとされたのである。

同様に、教務手帳や指導手帳、いわゆるエンマ帳と呼ばれるものについても公文書かどうかが問題とされた。札幌市では、中学校における平常点の内容と各教師の調整に関する資料の公開が請求され、教育委員会は、平常点の内容は指導手帳にあるが、これは個人的な資料としての性格をもつものであって公文書ではないとして、公開を拒否した。審査会でも、この判断が支持された⁴)。

この他、町田市では、いじめで自殺した女子生徒の保護者が、情報公開条例及び個人情報 保護条例に基づき、自殺に関して生徒に書かせた作文に対し開示を請求し、この作文が公文 書に当たるかどうかが問題とされた。情報公開請求に対し、教育委員会ははじめ作文は公文 書ではないとして請求を斥けたが、審査会では公文書に当たると判断されている。また、兵 庫県では、県立高校の校門で女子生徒が圧死するという事故が発生し、事件直後全体保護者 会が開かれ、その時の録音テープと会議のメモの公開が求められた事例がある。この事例で は、公開を請求されたものが情報公開条例の対象となる公文書にあたらないとして請求は拒

⁴⁾ この事例については、坂本前掲注3)109頁以下。

否され、さらに会議では録音やメモを禁止され、高校側が会議の内容を公開すると約束していたのに約束に反して公開を拒否したとして損害賠償が求められたが、そのような約束はなかったとして請求は斥けられた⁵⁾。

これらの文書をどこまで公文書として認めるかは、それぞれの文書の性格と、それぞれの条例の趣旨にてらして決定するほかない。しかし、職員会議のような重要な会議に関する会議録が単なる私的なメモだというのは⁶⁾、あまりに形式主義的な理屈のように思われる。たとえ決裁ないし供覧を必要とする条例のもとにあっても、職員会議の会議録は実質的に公文書にあたると考えるべきであろう。作文も保護者会の会議録も、基本的には同様に考えられよう。これに対し教務手帳は公費で支給されるが、それを使うかどうかは各教師の自由な判断に委ねられ、決裁も供覧の手続もとられず、教師の手元に保管されている。現行の公文書の定義を前提とする限り、これを公文書ということは困難であろう⁷⁾。

もっともこの点、国の情報公開法では、決裁もしくは供覧の手続を経ていなくても行政機関内部で組織的に用いるものとして保有されている場合には公開の対象となることになっており、多くの地方公共団体では条例を改正するなどして、このいわゆる組織共用文書を公開対象とする方向に向かっている。そうすれば、明らかに職員会議の会議録などは組織共用文書として公開の対象とされるべきことになろう。

b 情報公開条例のもとで自己の個人情報の公開請求を行いうるか

情報公開条例は一般に個人情報を例外としているが、この条例のもとで個人情報の主体は本人への開示を請求できるであろうか。この点は、調査書ないし内申書や指導要録などに対し子ども本人やその保護者が情報公開条例に基づいて公開請求した場合に焦点となる。

教育情報については、東久留米市で情報公開条例に基づく本人からの指導要録の公開請求が争われた事例がある。本件では、原告はすでに成人であるが、小学校在校時の指導要録の公開を求めた。そして教育委員会は、個人情報であることを理由に非公開の決定をしたが、不服申立てを受けて学籍の記録などの客観的記載部分については公開が妥当との答申が出され、結局それ以外の部分についてのみ非公開とされた。この事例で、第一審東京地裁は、本人からの公開請求に対しては個人情報であることを理由に公開を拒否し得ないとしつつ、指導要録の公開が事務事業の公正もしくは円滑な執行に支障を生じさせる恐れがあるとの新たな非公開理由の追加を受け入れた上で、この行政執行情報にあたるとの理由で非公開の決定を支持した89。そして控訴審東京高裁も、原審の判断をほぼそのまま支持している99。

⁵⁾ 朝日新聞1997年12月9日<大阪>。

⁶⁾ 平松『解釈』前掲注3)69頁。

⁷⁾ 坂本前掲注3)111-116頁参照。なお、米沢(下)前掲注3)118頁も参照。

⁸⁾ 東京地判1994 < 平成6 > 年1月31日判例地方自治132号61頁。

この判例は、情報公開条例に基づく本人からの公開請求には個人情報であることを理由に公開を拒否し得ないという立場に立っている。裁判例のなかには、たとえ本人からの公開請求であっても、個人情報については公開請求を拒否しうるとの判例もあるが、最近はこのような立場をとる判例が増えている¹⁰⁾。このような立場を支持する学説も有力であるが¹¹⁾、筆者は、これには反対である。情報公開制度は請求者が誰であるかを問わない制度であり、情報公開制度の枠の中で請求者本人についてのみ「公開」するというのは制度の趣旨からいって適合的でないと思う。個人情報に対する本人からの開示請求は個人情報保護制度によるべきであって、情報公開制度によるべきではないと考えるからである¹²⁾。それゆえ、たとえ本人が承諾していても、本人がプライバシーの権利を放棄し、第三者からの公開請求を認めていても、公開を求めることはできないと考えるべきであろう¹³⁾。

c 子どもの個人情報を保護者が開示請求しうるか

個人情報保護条例は、個人情報の主体本人のみに開示請求を認めているが、この条例のもとで、子どもの個人情報を保護者が開示請求しうるであろうか。この点について、条例の上で未成年者の保護者が法定代理人として未成年者の個人情報について開示請求を行いうることが明記されている場合には、問題とならない。しかし、そのような規定がない場合には、条例の解釈によってこの問題を解決しなければならない。

これに関して、埼玉県で、情報公開条例のなかに自己情報の本人開示請求を保障した規定があり、それに基づいて保護者がその子どもの調査書の開示を求めた事例がある。この事例では、保護者は、子どもに代わって公開請求したのではなく、保護者自身の自己情報として子どもの調査書の公開を求めたようであり、浦和地裁は、情報公開条例の趣旨から見て、本人とは「当該情報の対象である個人」を意味するとして、たとえ保護者であってもそれにはあたらないと判断している¹⁴⁾。これに対し町田市の作文開示請求の事例では、東京地裁は、子どもと保護者は独立の人格ではあるが、子どもが保護者の看護・養育のもとに置かれている

⁹⁾ 東京高判1994 < 平成6 > 年10月13日判例集未登載。

¹⁰⁾ 大阪高判1996<平成6>年9月27日判例タイムズ931号188頁<上告中>。

¹¹⁾ 二関辰郎「情報公開と個人情報保護」右崎正博=田島泰彦=三宅弘編『情報公開法――立法の論点と知る権利』所収37、44-45頁(三省堂・1997)、中川丈久「情報公開制度における本人開示について(上)(下)」自治研究74巻7号67頁、8号54頁(1998)など参照。

¹²⁾ 松井前掲注1)182-183頁参照。なお、国の情報公開法については、たとえ本人からの請求であっても個人情報については不開示とするという立場がとられている。宇賀克也『情報公開法の理論』114頁(有斐閣・1998)、同『情報公開法の逐条解説』51-52頁(有斐閣・1999)(以下、宇賀『解説』と引用)。

¹³⁾ 国の法律も同趣旨と解される。宇賀『解説』前掲注12)52頁。

¹⁴⁾ 浦和地判1997<平成9>年8月18日行裁集48巻7・8号562頁。埼玉県ではその後個人情報保護条例が制定され、未成年者については法定代理人からの開示請求が規定されたが、浦和地裁は、この請求はあくまで法定代理人としての開示請求を認めたもので、保護者本人の自己情報の開示請求を認めたものではないと区別しているのが興味深い。なお浦和地裁は、開示請求当時、原告の子どもは18歳になっていたため、みずから公開請求をするかどうかを十分判断しうる年齢に達していたことも重視している。

状況で子どもの個人情報が保護者の個人情報という側面をもちうること、子どもの個人情報 が家族共同体の一員としてその構成員の固有情報と同視できる場合があることから、子ども の個人情報を保護者の個人情報と同視しうると判断している¹⁵⁾。

おそらく明文の規定がなくとも、保護者は法定代理人として子どもに代わって開示請求をなしうると考えるべきであろうが、子どもが生存している場合は、子どもの年齢が基準とされるべきであろう。低年齢の子どもの場合には保護者のみに開示請求権を認め、高年齢の子どもの場合には本人の意思を尊重し、単独で開示請求を認める(保護者からの開示請求に反対するなら保護者からの開示請求を認めない)という対応が適切だと示唆する学説があるが¹⁶、妥当な解釈と思われる。

これに対し子どもが自殺や事故で死亡した場合に、家族からの開示請求が認められるべきかは困難な問題である。死者の個人情報も個人情報として個人情報保護条例のもとで保護されるべきではあるが、死者は開示請求権を行使することはできない。とすれば、残された家族からの開示請求を認めなければ、死者の個人情報については誰からも開示請求ができなくなる。やはり、子どもの個人情報を残された家族の個人情報として開示請求を認めるべきであろう¹⁷⁾。ただ、その場合には開示請求が認められる家族の範囲を広く捉えることは適切でない。基本的には両親(親権者だったひと)のみを請求者と考えるべきであろう。また、子どもが一定の年齢に達している場合には、その子どもの意思が尊重されるべきであるから、その子どもが亡くなった場合には、たとえ両親からの開示請求であってもそれに反対する意思が表示されているなら、開示請求を認めないといった措置が必要になるのではなかろうか。

d 存在しない文書に対する請求

情報公開条例もしくは個人情報保護条例のもとで、存在しない文書に対して開示請求がなされることがある。情報公開制度も個人情報開示制度も、本来現に行政機関が保有する文書について公開や開示を認める制度であるから、文書が不存在であれば請求は認められない。

しかし、これでは、文書自体が物理的に存在していても条例にいう「公文書」にあたらないとして「文書不存在」の扱いをされた場合に、救済の余地がなくなってしまう。また、意図的な文書隠しによって本来存在する文書が存在しないとされるおそれもある。そこで、地方公共団体のなかには、文書の不存在を理由とする公開拒否の場合にも不服申立てと不服審査会への諮問の途を開いているところがある。その場合不服審査会は、文書が本当に存在し

¹⁵⁾ 東京地判1997年5月9日判例集未登載。

¹⁶⁾ 米沢(上)前掲注3)57頁参照。ちなみに、米沢教授は、両親が離婚している場合には原則として親権者が開示請求権者とされようが、親権者と監護権者が別々である場合には監護権者にも開示請求を認めるべき余地があろうとしている。同上。

¹⁷⁾ 米沢(上)前掲注3)58頁。もちろん、情報提供という形で開示する途は残されている。朝日新聞1999年3月12日(タ 刊) <大阪>参照。

ないかどうか確認するため、関係者から事情を聞くなどの措置をとっている。しかも例外的であるが、審査会が文書不存在の主張は信用できないとして公開を答申した事例もあるし、川崎市では中学校のクラブ活動を部活動で代用する部活代替制度について学校がその必要性を教育委員会に報告した文書に対する不存在の決定に対し、公文書公開審査会が教育委員会を立ち入り調査したこともある¹⁸⁾。審査会には強制的な調査権限はないが、ひとつの方法として有効であろう。

e 短期間しか存在しない文書

これに対し文書が短期間しか存在しない場合には、制度的に困難な問題がある。調査書の場合、中学校で3月のある時期にならなければ作成されず、しかも作成されれば高校に送付されてしまうため、送付以降は中学校には文書が存在しないことになるのである。

実際高槻市の1992年の調査書開示請求事件においては、調査書作成前の開示請求はまだ調査書が作成されていないため斥けられ、作成後の開示請求については結局府立高校に送付したため文書が存在しなくなったとして斥けられた。この事例では、審査会は、開示請求時点では文書が存在していたことを重視し、不服申立てが行われた場合に審査会で不服申立てに理由があるかどうかを判断するために必要であるから、写しを保存するよう教育委員会に求めた。ところが、教育委員会は、調査書については写しを作成する法律上の根拠がなく、写しをとることは許されないと主張し、何ら写しを保存することなく調査書を府立高校に送付してしまった。これでは、実質的に、調査書に対する開示請求は不可能となる。

しかもこの話には、関連する後日談がある。この開示請求に先立ち1991年に別の子どもから出された開示請求に対し審査会は全面開示を答申したが、教育委員会はこれを無視して非開示を決定し、訴訟で争われることになった。そしてこの訴訟の中で、実際には学校長が調査書の写しを作成・保管していたことが発覚し、法令上の根拠がなく許されないと教育委員会が主張していたことを学校が行っていたことが明らかになった。大阪高裁は、最終的に所見欄を除いて非開示とすべき理由はないと判断したが、調査書がすでに市教育委員会の手元には存在しないため取消請求は斥けた190。大阪高裁は、保管されていた写しについては、公文書とはいえないとして、その開示を命じることを拒否したのである。これを受けて教育委員会は、この写しを破棄した。請求者に、この写しに対する開示請求をするかどうかも確認することなく破棄してしまったのである(この写しに対し、第三者が情報公開条例に基づく公開請求をしていた。この第三者は、とりあえず公開請求をすることによって写しの保存義務を生じさせ、破棄を阻止しようと意図したようであるが、教育委員会は、写しは本来作成

¹⁸⁾ 朝日新聞1999年12月3日<神奈川>。ただし、この事例では結局文書不存在を理由とする公開拒否が支持された。

¹⁹⁾ 後述注41)参照。

されるべきものではなく個人情報保護条例の下で速やかに破棄されるべきであることを理由 に破棄を決定し、破棄してしまった。この第三者から、破棄したことを理由とする文書不存 在決定に不服申立てがあったが、調査書に対する第三者からの公開請求が認められる可能性 はなく、審査会としては破棄の決定の妥当性を疑問としつつ、請求を却下する答申をせざる をえなかった)。

この事例は、いろいろな意味で教訓的である。まず、短期間しか存在しない公文書であっても開示請求の時点で存在していたのであれば、そのあと他に送付したことを理由に文書不存在とすることは明らかに不合理である。審査会は、このような事例では、不服申立てがあった場合の審査のために写しを保存するよう求めたが、これを受けて市の個人情報保護審議会はその旨を建議し、それ以降はそのような措置がとられることとなった。それゆえ、本来作成されるべきでなかったとされた写しについても、本人から開示請求があれば、保存義務が生じたはずであった。そのような本人からの開示請求がない状況で、教育委員会として本来作成されるべきでなかった写しを保存すべきであったのか、それとも個人情報保護条例の趣旨に従い速やかに破棄すべきだったのかは、きわめて難しい問題である。しかし、本来作成されるべきでなかったとしてもその内容を知りたいと本人は思うかもしれない。そうだとすれば、少なくとも本人の意向を確認してから破棄すべきだったように思われる。

だが、そのような措置がとられていなかった第二の調査書開示請求事件では、現に調査書は存在せず、審査会としても開示を求めることはできなかった。そこで審査会は、調査書については第一の事件と同様、全面開示が相当との判断を示しつつ、教育委員会に対し、調査書もしくはその写しを入手して請求者に開示するよう求めるとともに、もしそれが困難である場合には、実質的に調査書に記載されている情報と同等である情報を開示するよう求めた。つまり、成績一覧表及び指導要録を開示すべきだと判断したのである。実は、指導要録は学年末に次年度の担任への引継のために記入されるため、指導要録と調査書とは作成時期と作成目的が異なる。そのため教育委員会は、指導要録と調査書は異なり、調査書に対する開示請求は指導要録に対する開示請求ではないと主張していた。しかし審査会としては、本来開示されるべき調査書が開示できないなら、実質的に同等な情報を含む指導要録を開示すべきだと考えたのであった。

なお、吹田市では、公立高校に進学した生徒が市の個人情報保護条例に基づき中学から高校に提出された調査書の開示を請求し、市の教育委員会が非開示の決定をしたが、審査会は開示が妥当と答申し、調査書自体は残されていないため教育委員会は卒業した中学校に再発行を依頼し、保管されていた資料や当時の担任教諭の記憶に基づき、本来の調査書の発行年月日で、しかもすでに転任した校長名で調査書を再発行し開示したという事例がある²⁰。こ

²⁰⁾ 朝日新聞1997年6月24日<大阪>。

れもひとつの考え方であるが、再作成された文書ともともとの文書の内容が同一であるとの 保障はない。それをあたかももともとの文書と同じであるかのように作成年月日や作成者名 を記載するというのは問題であろう。

f 公文書の破棄

これに対し開示請求があってから、文書を廃棄することには重大な問題がある。先の高槻 市の事例は、そのことを如実に物語っている。

町田市の作文開示請求の事例では、個人情報保護条例に基づく開示請求があってから、対象文書である作文の一部が返却ないし焼却によって廃棄された。東京地裁は、廃棄に至るプロセスの不自然さを指摘しながらも、廃棄されたことが事実である以上、取消しを求める訴えの利益は失われたとして、請求を斥けている。しかし、これでは不都合な公文書は、請求があってから破棄すれば開示しなくてすむことになり、情報公開や個人情報の本人開示は骨抜きにされてしまう。何らかの制裁措置を考えるべきであろう。

2 教育における情報公開――具体的事例

では、実際に、どのような情報について情報公開が求められているのであろうか。典型的 な事例を幾つか拾ってみよう。

a 学校別原級留置者数·中途退学者数

まず県立高校における原級留置者数及び中途退学者数の統計データについて、福岡県教育委員会が開示を拒否した事例がある。この事例では、教育委員会は、データが個人情報であること、開示すると各県立高校の中のいわゆる困難校がはっきりとしてしまい、教育行政に支障を生じさせるということを理由にして、行政執行情報にあたると判断した。これに対し不服申立てに諮問を受けた県の不服審査会は、この理由に納得せず、開示を相当とするとの答申を出した。ところが教育委員会はこれに従わず、結局訴訟となった。

しかし、第一審福岡地裁²¹⁾は、教育委員会の主張を斥け、問題のデータは個人が識別できないデータであるから個人情報にはあたらず、またその開示は事務事業の執行の妨げとはならないと判断し、非公開決定を取り消した。そして、控訴審福岡高裁²²⁾もこの判断を支持し、結局教育委員会は公開を余儀なくされた²³⁾。

²¹⁾ 福岡地判1990年3月14日行裁集41巻3号509頁。

²²⁾ 福岡高判1991年 4 月10日行裁集42巻 4 号536頁。

²³⁾ この事例については、坂本前掲注3)79-94頁参照。

その後大阪府でも学校別中途退学者のデータについて公開請求があり、はじめ教育委員会は非開示の決定を考えていたようであるが、結局公開を決定している²⁴⁾。統計上のデータである以上これを個人情報ということは困難であるし、各学校にどの程度の原級留置者・中途退学者がいるかは事実として保護者が知る権利を有する情報であり、それを非公開とすべき理由は存在しないように思われる。

b 職員会議の会議録

次に、各地で問題とされているのが職員会議の会議録である。

大和市では、公立小・中学校卒業式において日の丸掲揚・君が代斉唱について討議した職員会議の会議録の公開請求がなされ、教育委員会は公開を拒否したが、審査会で発言者の氏名を除いて公開するよう答申が出された事例がある²⁵⁾。教育委員会は、会議録が公開されると自由な意見の交換が妨げられるという一般論とともに、日の丸・君が代に関する事項は個人の思想・信条に係る個人情報である、日の丸掲揚・君が代斉唱については意見が対立しているので、公開すると圧力などがかかって事務事業の執行に差し障りを生じさせると主張していた。しかし審査会は、発言者氏名を非公開とすれば、それ以外を公開しても差し障りはないと判断したのである。

町田市では、中学校の職員会議及びその添付資料に対する公開請求について、職員会議は学校長の学校運営を補助するため学校が自主的に設置している会議であって決定機関ではないとした上で、特定個人の個人情報が含まれること、公開されると自由な意見の交換が阻害され職務の遂行に著しい支障があることを理由に非公開とされた。しかし審査会では、特定の生徒及び教職員の個人情報については非公開とすることが認められ、自由な意見の交換を確保するために発言者名のうち校長・教頭を除く部分については非公開とすることが認められたが、それ以外はすべて公開すべきだとされた²⁶。大阪府堺市でも、職員会議の会議録に対する公開請求に対し、公文書と位置付けた上で、生徒の個人情報に関わる部分、校長・教頭以外の発言者が特定されうる部分、公正かつ適切な意思形成に支障が生じると認められる部分を除き、部分公開を決定している²⁷。

ただし、特定の生徒や事件に関連して職員会議の会議録を公開請求した場合には、会議の 内容自体が特定個人に関するものであることが明らかであるから、非公開とされてもやむを 得ない。実際東京都では、特定個人に関する職員会議の会議録の非開示決定が支持されてい る²⁸⁾。本件では、請求者はこの生徒の弁護人であったようであり、開示はプライヴァシー侵

²⁴⁾ 朝日新聞1999年5月22日<大阪>。

²⁵⁾ この事例については、坂本前掲注3)96-104頁参照。

²⁶⁾ 宇賀克也編『情報公開の実務』8451頁 (第一法規・1998)

²⁷⁾ 朝日新聞1998年8月26日<大阪>。また毎日新聞1995年1月7日(神奈川県)など参照。

害とはならないと主張したが、審査会は請求者が誰かは関係ないと判断し、また内容のうち 特定個人が識別されうる部分を除いて公開すべきだとの主張も、公開請求自体が特定生徒に 関する職員会議の会議録であるからとの理由で斥けている。

職員会議は議決機関ではないので、その会議録は単なる私的なメモであって公文書ではないという主張が説得力を欠くことは既に述べた。しかし、職員会議では特定の生徒や保護者、特定の教職員に関する個人情報が取り上げられることもある。それゆえ、それら個人情報は非公開とされざるを得まい。また、職員会議が意思形成過程の情報を含むものである以上、自由な発言を保障するため、発言者氏名は非公開とすることが許されよう。しかし、それ以外については、内容的に特に非公開とすべき場合は別にして原則として非公開とすべき理由はないのではなかろうか²⁹)。

c 調査書・指導要録

情報公開条例のもとで調査書ないし内申書や指導要録の公開が求められたことがある。もちろん、特定個人の調査書や指導要録に対する第三者からの公開請求は個人情報であることを理由に斥けられる以上、問題になるのは本人・保護者からの公開請求のみであり、これは実質的には個人情報の本人開示請求の事例となる。この点、埼玉県の条例のように、条例上、本人からの開示請求に対して個人情報が含まれていることを理由に開示拒否しえないと明記している場合は、情報公開条例が実質的に情報公開請求と個人情報本人開示請求を二元的に認めたのと等しい。それゆえ、その場合は、形式的には情報公開請求であっても実質は情報「公開」ではなく、本人のみへの開示請求である。これに対し、条例上その旨が明記されていない場合については見解が分かれているが、既に述べたように、本来はこのような開示請求は個人情報保護条例によるべきものであろう。

この点、先に触れた埼玉県の事例では、浦和地裁は、保護者からの調査書の公開請求に対し、子どもと保護者は別の人格であることを強調し、子どもの個人情報にあたるとして非公開決定を支持している。これに対し東久留米の事例では、指導要録に対する保護者からの公開請求について、東京地裁及び東京高裁とも、個人情報であることを理由として非公開とすることを認めなかったが、行政執行情報として非公開の決定を支持している。

d 体罰報告書・事故報告書・懲戒処分書

東京都品川区では、その子どもが区立小学校在学中に担任教諭から体罰を受けたと主張する保護者が、その子どもと第三者とともに、教育委員会に対し、小学校長から教育委員会に

²⁸⁾ 宇賀前掲注26)8501頁。

²⁹⁾ 坂本前掲注3)100-104頁参照。

提出された事故報告書及び教育委員会指導主事が関係者から事情聴取した結果を記録した調 書の公開を請求したところ、非公開とされた事例がある。この報告書は、体罰を否定する内 容であった。

この事例で東京地裁は、報告書については、個人情報であることを理由に第三者への非公開決定を支持したが、本人自身からの請求であることを理由に保護者らに対しては非公開とすることを認めず、担任教諭の個人情報に関する部分については個人情報・行政執行情報として非公開とすべきではないとして、他の保護者の発言等の部分のみを非公開としつつ、それ以外の公開を命じた。これに対し調書については、非公開とすることを支持した300。東京高裁は、保護者らに対しては個人情報であることを理由にして非公開とすることはできないと判断しつつ、担任教諭の個人情報については特定個人が識別されうる部分については非公開とすることを認め、特定の第三者が識別しうる部分を除き、公開を命じた310。

このような事例では、特定の生徒に対する特定の体罰やいじめに関して公開請求すれば、その内容が特定の生徒に関するものであることが明らかになってしまうため、個人情報として非公開とされざるをえない³²⁾。これに対し、例えばある年度を区切ってその間に生じた体罰に関する報告書すべてについて公開請求をすれば、基本的には対象となった子どもや教師が特定されうる部分(氏名や学校名など)や第三者に関わる部分は個人情報として非公開とされても、それ以外の部分は非公開とすべき理由は見あたらないように思われる。実際町田市では、学校から収受した体罰事故報告書すべてに対する公開請求について、体罰を受けた児童・生徒及びその家族の個人に関する情報及び関係児童氏名と、加害教員の氏名などを除いて公開が妥当との答申が出されている³³⁾。興味深いのは加害教師の氏名であるが、体罰防止の観点から公益上の公開を定めた規定に該当する可能性を示唆しつつも、加害教師の氏名が公開されると被害児童・生徒が識別されうることになる点を重視して、結局非開示を妥当と結論したのであった。

このほか東京都では、文部省の求めに応じて都の教育委員会が提出した「学校事故に係る 係争中の訴訟事件の実態等について(回答)」のうち、「懲戒処分等(体罰及び交通事故に係 るものを除く)一覧」と「懲戒処分等(体罰に係るもの)一覧」について、一部を除き公開 が妥当との答申が出されている³⁴⁾。まず前者については、教育委員会は、懲戒処分等の種類、

³⁰⁾ 東京地判1996 < 平成8 > 年5月23日判例地方自治169号37頁。

³¹⁾ 東京高判1997 < 平成9 > 年3月12日高裁民集50巻1号85頁。

³²⁾ 茨城県では、生徒の元担任教師からの公開請求も斥けられている。字質前掲注(26)8214頁。北海道では、請求者の長女に関する非行事故報告書について開示請求があり、教育委員会は非開示としたが、学校所在地、学校名、校長名、事故の種類、児童生徒氏名、性別、生年月日及び年齢、学年、事故発生の日時、事故発生の場所、事故の概要、事後の対応、児童生徒の平素の状況、今後の指導対策、報道の有無、備考の各欄のうち、審査会で、今後の指導対策のうち特定個人に該当する部分を除いた部分、報道の有無、備考について、特定個人に関わらないことを理由に公開すべきものとされた事例がある。同8151頁。

³³⁾ 宇賀前掲注26)8401頁。

³⁴⁾ 宇賀前掲注26)8351頁。

当該処分の対象となった教職員の職名、年齢、学校種別、被処分者の人数を、特定個人が識別されるとして非開示としたが、審査会では他の情報と組み合わせても特定個人が識別されうるとは認められないとされた。これに対し後者については、懲戒処分等の内容、体罰を行った教員の担当教科、公務分掌、日常の指導状況等、体罰が行われた年月日のうちの日、及び生徒数・学級数、学校区の状況を非公開としたが、審査会ではこのうち懲戒処分等の内容についてのみ特定個人が識別されうるとはいえないとして公開が相当とされている。

この点兵庫県では、学校から教育委員会に提出された報告書、教育委員会が文部省に対して体罰について回答した回答書について、教員の処分内容や体罰の発生場所などは公開されたが、教師の氏名や事情聴取記録や顕末書が非公開とされ、審査会でも顕末書が付加されていることを示す「別紙顕末書」という文字を除いて非公開とすることが支持された事例がある³50。 顕末書の内容がすべて非公開とされるべきかどうか、疑問が残ろう。奈良県では、教職員に対する懲戒処分書の公開請求に対し教育委員会が処分を受けた教職員の氏名、肩書き、学校名を個人情報として非公開とし、訴訟となっているようである³60。

なお町田市では、文部省の依頼により東京都教育委員会が東京都全体のいじめの実態を把握するため実施した調査のため各学校から市の教育委員会に報告された「平成元年度における公立学校におけるいじめの状況(〇〇中学校個表)」という文書について、教育委員会が、公開されると個表作成者に対する信頼を失い、今後の同種の調査事務の公正かつ適正な実施を著しく困難にするとして非公開としたが、審査会で公開すべきだとされている³⁷⁾。

e 教科書

教科書の採択のプロセスについても、情報公開請求がなされている。

埼玉県では、教科用図書調査審議会に報告した教科書調査研究委員会の案で出版社別得票数がわかるものと教科用図書調査審議会及び教科書調査研究委員会の委員名と所属などがわかるものについて公開請求があり、前者に関し教科用図書研究委員会報告一覧表のうち教科書採択過程における出版社別得票数が読みとれる部分について、公開することが教科書発行者の競争上の地位を損ない、発行者による営業活動を誘発し今後の教科書採択事業の公正かつ適正な執行に著しい支障が生じるとして非公開とされた。しかし、審査会では、いずれの危険性も現実的・具体的とはいえないとして、公開が妥当と判断されている380。

³⁵⁾ 朝日新聞1999年7月30日<兵庫>。

³⁶⁾ 朝日新聞1998年8月5日<奈良>。

³⁷⁾ 宇賀前掲注26)8056頁。

³⁸⁾ 宇賀前掲注26)8508頁。この事例については、坂本前掲注3)73頁参照。

f その他

町田市の作文に対する公開請求の事例では、教育委員会は、作文は公文書ではないとして 作文を非公開としたが、審議会は作文を公文書にあたると答申し、市教育委員会はあらため て情報公開条例の例外事由に該当するかどうかを検討し、非公開の決定を下した³⁹⁾。この他、 教務手帳ないし指導手帳に対する公開請求について、公文書とはいえないとして公開が拒否 された事例があることは既に触れた。

3 教育における個人情報の本人開示――具体的事例

a 調査書ないし内申書

学校の教育情報に対する開示請求としては、まず調査書ないし内申書が焦点となった。

高校の入学試験のために中学校が作成する調査書は、中学校における勉学の記録とその子どもに関する所見などを記入したものであり、高校側はこの調査書を重視して高校入学判定を行っている。当然、この調査書に不利なことを記入されると、入試に際して著しく不利となる。そこで、この調査書の開示をも求める声が年々高まってきたのである。

高槻市では、1991年に子ども本人から開示請求があり、開示請求時点ではまだ調査書は作成されていなかったので、文書は不存在とされたが、これを実質的非開示処分とみて異議申立てを受け、審査会では、審議の結果、全国ではじめて個人情報保護条例の下で調査書を本人開示すべきとの答申を行った。しかし、教育委員会はこの答申を無視し、不服申立てに対し非開示の決定を維持する決定を下した。そのためこの事例は、結局裁判所で争われるかたちとなった。その後1992年にも別の子どもから開示請求があり、作成前の請求は文書不存在とされ、作成後の請求には結局高校に送付したことを理由に文書不存在とされたが、審査会は写しを入手して開示するよう答申した。そしてそれが不可能であれば、調査書に実質的に等しい情報が記載された指導要録などを開示するよう求めた。しかしこの答申も無視された。

個人情報保護条例は、個人情報の本人開示を前提としつつ、個人の評価等に関する情報であって本人に知らせないことが正当である場合や、開示することが公正かつ適切な行政執行の妨げになる場合には、開示を拒否しうることを認めている。そこで、調査書についても、これらの理由により本人にも開示を拒否しうるかが争点となる。

教育委員会の側は、第1に、基本的に調査書は本人開示を前提に作成されてはおらず、も し開示されることになると子どもと教師との間の信頼関係が崩れる、第2に、教師は開示を

³⁹⁾ 坂本前掲注3)119-131頁。同様に富山市でも、いじめを苦に自殺した女子中学生の両親が、自殺に関してクラスメートが娘にあてて教室で書いた作文を公開請求したが、公文書ではないとして公開を拒否された事例があった。柏木友紀=染谷学「教育情報は誰のもの?」右崎正博=田島泰彦=三宅弘編『情報公開法——立法の論点と知る権利』所収168頁(三省堂・1997)参照。

前提にして当たり障りのないようなことしか調査書に記入しなくなり、調査書の目的が阻害されるという。これに対し開示を求める側は、信頼関係は本来子どもに必要な情報を開示してその前提の上で築かれるべきであり、開示はむしろ教師と子どもの信頼関係に不可欠であるし、開示することによって教師に対する不信感がなくなり、むしろ教師と子どもの信頼関係が強まる、さらに現在でも調査書にはなるべく子どもの長所を記述するよう指導されており、開示によって調査書の記述が形骸化するとはいえないと主張する。

この点、卒業生の場合、もはや教師と子どもの信頼関係とか教師による教育指導ということは存在しないので、たとえ成立するとしても教育委員会の主張する信頼関係維持という論拠は妥当しない。そこで、開示を求める論者の中には、少なくとも卒業生については、調査書の開示を拒否する理由はないとの主張もあり得る。これに対し教育委員会側は、卒業後に開示されることがわかっていれば、教師と在校生との間の信頼関係の形成に悪影響が及ぼされるし、調査書の形骸化のおそれは変わらないと主張し、卒業生の場合にも在校生の場合と同様開示に反対する。

このように調査書の開示をめぐる議論は対立しているが、高槻市の事例で、大阪地裁は、所見欄についてのみ非開示を支持する判断を示し⁴⁰⁾、この判断は大阪高裁でも支持された⁴¹⁾。しかし最近になって西宮市の事例で、大阪高裁は、調査書の全面開示を命じる判断を示すに至っている⁴²⁾。しかも、その間に各地で同様の請求がなされ、所見欄を除いて開示を認めるところや、さらに全面開示を認めるところが次第に増えていった⁴³⁾。大阪府も、個人情報保護条例の制定に伴い、卒業生からの開示請求に対して全面開示を認め、高槻市も結局卒業生に対しては全面開示を決定し、また在校生からの請求に対しては受験前には成績のみを開示し、4月以降になって請求があれば所見欄も開示することに方針を変更した。

学説の中にも、教育委員会側の主張を支持して調査書の非開示を支持するものもあるが⁴⁴、調査書の開示を支持する学説の方が支配的だといえよう⁴⁵⁾。もっとも非開示を支持するといっても、少なくとも所見欄を除いては開示されるべきであるとする点では意見が一致しているように思われる⁴⁶⁾。確かに、教育委員会の側の主張にも理由がないわけではない。しかし、調査書に書かれている情報は子どもにとっては大変重要な意味を持っている。もし

⁴⁰⁾ 大阪地判1994 < 平成 4 > 年12月20日判例時報1534号 3 頁。

⁴¹⁾ 大阪高判1996 < 平成6 > 年9月27日判例集未登載。

⁴²⁾ 大阪高判1999<平成11>年11月25日判例集未登載。西宮市は上告を断念した。

⁴³⁾ 詳しくは、教育情報開示弁護団=教育情報の開示を求める市民の会『内申書・指導要録の開示に関する審査会答申集(増補版)』(1996)。坂本前掲注3)186、206頁以下参照。

⁴⁴⁾ 下村哲夫「教育情報自己開示請求」ジュリスト別冊(堀部政男編)『情報公開・個人情報保護』所収257頁 (1994)、 平松『解釈』74-76頁。

⁴⁵⁾ 竹中勲「調査書(内申書)の本人開示請求権」産大法学25巻2号25頁(1991)、市川須美子「教育自己情報開示請求――積極論」ジュリスト別冊(堀部政男編)『情報公開・個人情報保護』所収254頁(1994)。また、今橋盛勝=瀬戸則夫=鶴保英記=山崎真秀『内申書を考える』(日本評論社・1990)参照。

⁴⁶⁾ 米沢(下)前掲注3)112頁。

そこに誤った情報や不適切な情報がかかれた場合、高校への進学が妨げられるかもしれない。 そして残念ながら、学校の教育現場で「内申書に書くぞ」という脅し文句によって子どもの 管理が行われている場合がないとはいえない。そのような状況の下では、開示を拒否すべき 利益よりは、開示を求める子どもの利益の方が上回るように思われる。それゆえ、微妙な問 題ではあるが、原則として調査書は全面開示されるべきであろう。

b 指導要録

52

指導要録についても、調査書の開示と同様の問題がある。学年末にこどもの学習の記録を記入し、次学年に引き継ぐために作成される指導要録は、子どもの教育の記録の一年間の集大成ともいえる。この指導要録についても次第に開示を求める声が強くなってきて、1992年に箕面市の審査会が全面開示を答申し、大きな反響を呼んだ。神奈川県でも、所見欄の非開示決定に対し審査会が開示を答申し、大阪府でも卒業生からの開示請求について審議会が原則として全面開示を答申し、川崎市でも、審査会が卒業していることを理由に全面開示の答申を出した。ただし在校生については大阪府はその後原則として全面開示の答申が出されたが、川崎市では非開示決定が支持され、卒業した時点で再度請求があれば全面開示すべきだと答申している。また、町田市のように、所見欄を除いて開示を命じるところも多くなった41,48)。

裁判例でも東京都大田区の事例では、情報公開条例による個人情報本人開示請求の形で、 指導要録のうち各教科の学習の記録、観点別学習状況及び評点、そして標準検査の記録欄に ついて非開示の決定を斥け、所見欄及び特別活動の記録欄、そして行動及び性格の記録の評 定欄についてのみ非開示の決定を支持した第一審判決が東京高裁で覆され、全面非開示の判 断が示されているのに対し⁴⁹⁾、先にふれた西宮市の事例では大阪高裁が全面開示の判断を示 している。

指導要録の開示をめぐっては、教育委員会側は、調査書の場合と同様の論拠で開示を拒否 している。当然、開示を求める側の主張も、調査書の場合とほぼ同様である。先に述べたよ うな本稿の立場では、指導要録も全面的に開示されるべきように思われる。

c 職員会議の会議録

既に触れたように、個人情報保護条例の下でも、体罰やいじめに関して職員会議でどのような議論が行われたかを知るため、職員会議の会議録や学内の委員会などの資料に対して開

⁴⁷⁾ 字質前掲注26)8201頁。

⁴⁸⁾ その他の事例については、注43)に引用した答申集を参照されたい。また、坂本前掲注3)179頁、225頁参照。

⁴⁹⁾ 東京高判1998 < 平成10 > 年10月27日判例集未登載。

示請求が行われている⁵⁰⁾。職員会議の会議録については果たして公文書かどうか議論があるが、基本的には公文書として考え、個人の自己情報に関わる部分については、開示を認めるべきであろう。もちろん、他の生徒や保護者の氏名は他者の個人情報として非開示とすべきであるし、会議における自由な意見の交換を確保するため、個々の発言者の氏名などは非開示とすることが認められるべきであろう。

d 体罰報告書・事故報告書・懲戒処分書など

自分の子どもに対する体罰の実態やそれに対する処分の内容などを知りたくて、体罰報告書や事故報告書もしくは体罰を行った教師に対する懲戒処分書などの開示を求める事例がある。例えば町田市の事例では、事故発生報告書のうち、「事故発生に至るまでの指導の経過」の欄と「今後の指導・校長所見等」の欄について一部非開示となったが、審査会では開示すべきとの答申が出されている⁵¹⁾。自分の子どもに関する体罰など自己情報といえる部分については、原則として開示が認められるべきである。ただし、他の個人が識別しうる部分などは個人情報として非開示とされても仕方あるまい。

e 成績

成績も個人情報であり、本人への開示を拒否すべき理由は見当たらないように思われる。この点都立高等専門学校の入試成績の開示が求められた事例で、審査会は面接結果の部分と筆記試験の成績部分を区別し、後者は客観的な評価であり開示すべきであると答申している⁵²⁾。これに対し、横浜市立大学に対し大学入試センター試験の成績の公開が求められた事例では、審査会は、国等との協議、依頼等に基づいて取得した情報であり、国が本人への開示は適当でないとしている状況では、公開は国等との協力関係を損なうと判断している⁵³⁾。この事例では、大学の二次選抜試験の成績の公開も求められたが、大学の自主的判断を尊重して非開示の決定が支持されている。本来、試験成績は個人情報であるから、情報公開条例による公開請求はたとえ本人からでも認めるべきではないが、個人情報保護条例に基づく自己情報開示請求は可能であり、基本的には成績の開示を拒否すべき理由は見当たらないように思われる(この点大学入試センター試験の成績は本人には知らされず、従来2次選抜試験の成績は進路指導のため学校には知らされていたが、問題といわざるを得まい)。

⁵⁰⁾ これらの事例については、坂本前掲注3)134、141頁以下

⁵¹⁾ 字質前掲注26)8051頁。

⁵²⁾ この事例については、米沢(下)前掲注3)114頁。

⁵³⁾ 同上。

f その他

町田市の作文に対する開示請求の事例では、個人情報保護条例に基づく開示請求に対し、 教育委員会は、作文は作文を書いた生徒個人の個人情報であること、開示は書いた生徒の信 頼を失わせ職務遂行が著しく阻害されるとして非開示の決定を行い、不服の申立ても棄却さ れた。この事例では、そもそも他の生徒が書いた作文が「公文書」といえるのか、さらに作 文が自殺をした子どもに関する「個人情報」といえるのか(さもなければ開示請求権は成立 しない)、保護者による開示請求が認められるべきか、作文を非開示としたことは適法か、の 困難な問題が提起されていた。

これに対し東京地裁は、公文書かどうかについては正面から判断せず、個人情報かどうかについては実質的に作文のなかに自殺をした子どもの個人生活に関する事実が含まれている可能性を否定できないとして個人情報にあたるとの前提のもとで検討した。そして保護者に開示請求権を認めたが、結局作文が書いた生徒の個人情報を含むものであり、開示を予定せずに書かされたことを考慮し、開示は指導の効果を阻害するとして非開示決定を支持した⁵⁴⁾。そして東京高裁も、この判断を支持している⁵⁵⁾。

この他、高槻市では、子どもの進路決定までの経過について作成された文書の作成経過がわかる文書や三者懇談で作成された資料や進路志望調査記録の開示請求がなされたことがあるが、文書不存在のため請求は認められなかった。問題とされた文書は、市と請求者との間の調査書をめぐる訴訟の中で、請求者の子どもがいつ進路を決定していたかを示すため、教育委員会が担任の先生に依頼して作成したものであり、担任の先生は記憶に基づいて文書を作成していた。開示請求されたのは、この文書の作成経過を示す文書やその根拠とされたと思われる資料であるが、前者は作成されておらず、後者は破棄されていた。また教育相談に関わる記録の開示に関して、千葉県では10年以上前になされた相談であることを理由に資料を提供した第三者の氏名を除いて開示が認められたが、舟橋市の場合のように最近のものであるときには、相談者とカウンセラーとの信頼関係の構築が困難になるとして非開示とされている550。

g 訂正請求・削除請求

個人情報保護条例に基づく訂正請求・削除請求の事例はそれほど多くはない。しかし、いくつか興味深い事例がある。

まず川崎市では、体罰に関する事故報告書を開示されて、事実の誤りがあるとして訂正請

⁵⁴⁾ 東京地判1997 < 平成9 > 年5月9日判例集未登載。

⁵⁵⁾ 東京高判1999<平成11>年8月24日判例集未登載。

⁵⁶⁾ この事例については、米沢(下)前掲注3)114頁参照。

求が行われた事例がある。これに対し審査会は、この事故報告書の原本に、不服申立書及びその援用する訂正請求書の主張部分並びに不服申立人の意見書の本文を添付することをもって、訂正措置とすることが相当であると判断した⁵⁷⁾。東京都杉並区でも、中学生の長期欠席・転校に関し、その子どもの指導について提出した報告書について開示を受けて、保護者が訂正・削除を求めた事例があるが、ここでも審査会が添付訂正措置を答申している⁵⁸⁾。このような添付による訂正という措置は条例上明記されたものではないが、事実について意見が異なる場合の対処策としては意味があろう。

これに対し大阪市では、調査書に「両親とも教育熱心」と書かれていたことに対して削除 請求がなされたことがある。市の個人情報保護審議会は、削除の対象となる事実の誤りでは ないとして請求を斥けながら、付帯意見として記述が適切とはいえないと述べている⁵⁹⁾。小 田原市では、指導要録のなかの所見欄における「偏向的正義感が強く、接し方を誤ると、親 子共々、問題を引き起こす」という記述について、審査会が削除を答申したことがある⁶⁰⁾。

高槻市では、非常に興味深い事例がある。この事例では、担任の教師が、成績評価基準の変更に反対し、担任した生徒の成績を記入しなかった。そこで、校長がのちに担任に代わってその前の学年の成績と後の学年の成績を参考にして自分で成績を記入した。ところがその子どもの保護者は、担任教師から成績を記入しなかったと聞いていたのに、開示を受けて成績が記入されていたことを知り、削除請求したのである。この事例で、校長の成績記入に問題があったとしても(たとえ法律上校長に記入権限があったとしても、それが適切な根拠に基づいていたとは思われない)、成績評価についての削除請求であるため、はたして削除が可能かどうか問題となった。ただ担任の教師は、その後態度を改め成績記入を決意し、他の生徒については成績を記入していた。そこで審査会は、校長の記入した成績を訂正して新たに成績記入するという訂正の措置を答申した。

さらに、この担任教師の処分を大阪府の教育委員会に報告した報告書に対しても削除請求が行われた。この報告書の中で、教師を処分する理由として、この教師が数名の保護者を「巻き込んで」問題を引き起こしたと記述されており、またその巻き込んだ事実の一つとしてこれらの保護者が個人情報保護条例に基づき開示請求を行った事実をあげていた。報告書には巻き込んだとされる保護者の個人名が明示されていなかったため、個人が識別されえないとして請求却下を支持せざるをえなかったが、審査会としては、いかなる意味においても条例に基づく開示請求を不適切な行為と位置づけることは許されないこと、また自分たちは自発

⁵⁷⁾ この事例については、坂本前掲注3)151-153頁参照。

⁵⁸⁾ 同153-154頁参照。また仙台市では指導要録の所見欄に「二重人格的性格」と書かれ、削除が請求された事例で、 「訂正(削除)の不服申し立てあり」と付記された。朝日新聞1999年2月13日<宮城>。

⁵⁹⁾ 朝日新聞1999年3月30日(夕刊) <大阪版>。

⁶⁰⁾ 朝日新聞1998年12月24日 (夕刊)。

的に活動していたのであって「巻き込む」という表現は妥当でないという請求者の主張をいれて、添付ないし加筆などの措置によって異論があることを表記すべきであるとの意見を述べた。

4 その他

a 教師の人事上の情報と情報公開・個人情報開示

以上のような事例と異なり、教師の人事上の情報に対して情報公開請求・自己情報開示請求がなされる場合がある。すでにみたように、教師の懲戒処分書のような場合には、その原因が体罰やいじめである場合など、その体罰やいじめの事実を確認し、学校側の認識を確認し、懲戒の程度を確認するために開示請求がなされているのである。

また、カラ出張など公金支出の適切さを確認するために公開請求がなされることもある。例えば富山県では、県職員のカラ出張の有無の調査のため、情報公開条例により県監査委員会事務局の職員の出勤簿の公開が求められた事例がある。この事例では、富山地裁は、出勤簿に記載されている情報のうち、①職、氏名、採用年月日及び退職年月日、②出勤及び出張に関する記載、③職務専念義務の免除及び厚生事業への参加に関する情報については、個人情報に該当しないとして公開を命じ、ただ、休暇、育児休暇、休職、停職及び欠勤に関する情報については個人情報として非公開とすることを支持する判断を示している⁶¹⁾。このことは、教師の出勤簿についても同様の公開請求が可能であることを意味する。ただし、公開とされた情報のうち、職員個人の氏名や特定個人を識別させる情報部分については、個人情報として非公開とすべきではなかったのかの疑問が残るかもしれない⁶²⁾。

このほか高知県では、情報公開条例に基づき県の公立学校教員採用候補者選考審査に係る 択一式問題の一部及びその解答に対し公開が請求された事例がある。県は、今後実施される 教員選考審査事務事業の適正な執行に著しい支障となるなどとして非公開とした。高知地裁 は、択一式問題を公開すると受験生が出題傾向に即した勉強ばかりするようになって教員と して適切な受験生を採用できなくなるという理由では、非公開とすることを認めなかったが、 問題が教職員の中から任命された小人数で、本来の職務を持ちつつ時間外の短期間で作成さ れている事情にかんがみ、問題が公開されるとその作業に対する負担を増加させ、その円滑 な遂行に著しい支障が生じる可能性が大きいとして、結局非公開とすることを認めた⁶³⁾。こ

⁶¹⁾ 富山地判1998 < 平成10 > 年2月18日判例タイムズ980号136頁。

⁶²⁾ なお愛知県刈谷市では、旅行命令簿などに対する公開請求で、県立高校でカラ出張で捻出した旅費を土産代や食事 代に使っていたことがわかり、教育委員会は旅費を返還させて文書を修正して公開していたことが明るみに出てい る。朝日新聞1997年2月11日<名古屋>。

⁶³⁾ 高知地判1998<平成10>年3月31日判例タイムズ984号124頁。

れに対し広島県では、公立学校の教員採用試験の問題に対する公開請求に対し、公開すると受験競争をあおることになり、受験対策をした受験生が採用されることにあるとか、事務の負担を加重するとして非公開とされたが、審査会が公開を答申し、試験問題の一部についてであるが、公開された事例がある⁶⁴⁾。

名古屋市では、市立小学校の教師が教務主任候補者推薦書中の「校長所見」欄について公開請求を行った事例がある。この事例では、名古屋地裁は、所見欄に記載されている情報を公開すると、今後校長は公開を前提として記載せざるを得なくなり、適切な評価の意見がえられなくなり、人事行政の目的の達成が損なわれるおそれがあるとして非公開の決定を支持し⁶⁵⁾、この判断は名古屋高裁⁶⁶⁾、そして最高裁判所⁶⁷⁾によって支持されている。

これに対し、個人情報保護条例のもとにおける人事上の情報に対する公務員本人からの開示請求の場合、ひとつ越えなければならないハードルがある。条例の中には、そのような公務員本人からの人事上の情報に対する開示請求を明文で否定しているものもあるからである。しかし、それ以外の場合、基本的にはそのような開示請求も可能だと考えられる。この点、高槻市では、勤務評定制度がすべての職員に対して導入され勤勉手当などに差額が生じることとなり、勤務評定の根拠となった査定に対し職員が個人情報保護条例に基き開示請求を行った事例がある。その中には教職員も当然含まれていた。市側は、開示すると客観的な評価が困難になるとして非開示の決定を行ったが、審査会は、評価は本人に知らせてこそ意味があること、職員とすれば査定の根拠を知りたいと考えるのは当然であることから、開示を答申した。しかし、この答申は無視され、結局非開示の決定が維持されている。

b 学校の経理情報

学校の経理に関する情報はどうであろうか。この点が問題とされた事例として、大阪府及び堺市で、文部省が各地の教育委員会を通じて調査した学校運営費の統計のデータについて公開請求がなされたものがある。この調査には、各学校別に教職員給与や備品購入費など支出項目ごとの支出金額と、収入についても財源別の金額が記載されており、市の教育委員会はこれを集計した上で自己の支出を加えて府の教育委員会に報告し、府の教育委員会が自己の支出を加えて文部省に送付したものである。統計法の規定によれば、調査によって集められた内容は、統計の目的以外に利用してはならないことになっていたため、請求を受けた府の教育委員会及び市の教育委員会はいずれも非公開の決定をした。しかし大阪府では、審査会は、公立学校の公金支出に関わる情報については本来非公開とすべき理由はなく、PTA

⁶⁴⁾ 朝日新聞1999年4月27日<大阪>。

⁶⁵⁾ 名古屋地判1993 < 平成 5 > 年 9 月13日判例地方自治121号48頁。坂本前掲注3)70頁。

⁶⁶⁾ 名古屋高判11993<平成5>年11月18日判例集未登載。

⁶⁷⁾ 最 2 小判1995 < 平成 7 > 年 2 月10日判例集未登載。

寄付金の金額を除いて公開すべきだと答申した。これに対し堺市は、審査会の全面公開の答申を受けて、調査時に各学校が保管していたデータを、統計法にいう統計データではないとして公開した^{68,69)}。

結びに代えて

学校教育をめぐる情報の情報公開と個人情報開示の問題は、きわめて難しい論点を含んだ 困難な問題である。しかし、情報公開の波も個人情報開示の波もいずれも押しとどめること はできないものである。これからの教育現場は、これらの波を正面から受け止め、両者のバ ランスを適切に取りながら、教育を進めていかなければならない。本稿がそのために少しで も役立てれば、幸いである。

⁶⁸⁾ 朝日新聞1999年8月19日<大阪>。

⁶⁹⁾ 補助金申請のため提出された私立大学の貸借対照表などの財務情報の公開が問題とされた帝京大学事件・字都宮地 判1994<平成6>年5月25日判例時報1522号65頁も参照されたい。